

第 54 回 葛飾区子ども・子育て会議 会議録

I 日時：令和 8 年 3 月 17 日（火） 午後 2 時～

II 場所：青戸地区センター 4 階 エポックホール

III 出席者

1 【出席委員 21 人】

石井会長、二宮副会長、伊藤委員、浅井委員、石川委員、稲吉委員、江良委員、遠藤委員、小野田委員、黒沢委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、田中（麻）委員、塚田（剛）委員、坪井委員、中山委員、町田委員、山崎委員、菊池委員、塚田（怜）委員、三好委員

2 【欠席委員 4 人】

市村委員、遠藤委員、三尾委員、渡邊委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、児童保護法務担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 議事

（1）令和 8 年度予算案概要について【資料 1】

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

ア 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について【資料 2－1】

イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について
【資料 2－2】

（3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について【資料 3】

3 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 54 回）次第

資料 1 令和 8 年度予算案概要について

資料 2－1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

資料 2－2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について

資料 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

VI 会議要旨

1 開会

会長

- 区のHP掲載等の為、職員が記録撮影する旨伝達。
- 委員の交代について伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- WEB会議システムでの出席者がいるため、注意事項を伝達。
- 第54回会議資料の確認。

2 議事

(1) 令和8年度予算案概要について

会長

- それでは、これより議事に入ります。
- 議事(1)「令和8年度予算案概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1 令和8年度予算案概要について)

- それでは、議事(1)「令和8年度予算案概要について」ご説明いたします。
資料1をご覧ください。
- 令和8年2月5日に令和8年度予算案のプレス発表をいたしました。この予算案は、現在開会中の区議会で審議中ではございますが、子ども・子育て支援事業に関連するものを抜粋し、主な新規・拡大事業についてご説明させていただきます。
- 2ページ目をご覧ください。
2番、「産後ケア事業の充実」についてです。母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み健やかな育児ができるよう、母子とその家族を支援してまいります。
令和8年度は、通所型・居宅訪問型において、多胎児を養育する母親の利用上限回数を引き上げてまいります。また、産婦健康診査について、都内共通受診方式を導入し、産後ケア事業の充実を図ってまいります。
- 続いて、4ページ目をご覧ください。
3番、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についてです。
全ての子どもの育ちを支援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施いたします。本事業の詳細については、次の議事にて改めてご説明いたします。
- 続いて、6ページ目をご覧ください。
1番、「学校施設等を活用した放課後子ども支援事業」についてです。
放課後支援事業の総合的な再構築の検討を継続しながら、学校改築等にあわせた校内学童保育クラブの開設や、待機児童解消に向けた緊急対策としての放課後居場所事業「かつしかプラス」の拡大を進めることで、将来的な待機児童ゼロをめざすとともに、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごせる環境づくりを推進いたします。
令和8年度は「かつしかプラス」の実施を新規で1校開始するとともに、夏季一時学童保育は実施クラブを5クラブ拡大いたします。
- 続いて、8ページ目をご覧ください。
4番、「子ども・若者支援体制の充実」についてです。

子ども・若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、ひきこもり状態、孤立など様々な事情を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行ってまいります。

また、子ども・若者の安全・安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者、進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行ってまいります。

令和8年度は、養育環境に課題を抱える子ども等に対し、居場所の提供や生活習慣の形成の支援等を行う児童育成支援拠点事業を実施する団体を対象に、運営費等を補助する助成制度を新たに創設いたします。

- o 続いて、12 ページ目をご覧ください。

3 番、「不登校対策プロジェクト」についてです。

登校できない状況にある子どもを支援する「ふれあいスクール明石」の運営や教室に入ることができない子どもを支援する「校内サポートルーム」の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援など、一人一人の状況や課題に応じた様々な支援策を講じ、学校や総合教育センターが家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援いたします。

- o 令和8年度は、「校内サポートルーム」の運営を全中学校にて開始いたします。

また、「登校サポーター」については、配置校を小学校2校から3校に拡大し、さらに、ゆとりある生活時程の中で、生徒一人一人の実態に応じた支援を行う学級である「チャレンジクラス」を双葉中学校に設置いたします。

- o 予算案概要についてのご説明は以上でございますが、そのほかの事業についても新規・拡充を図っておりますので、ぜひ後ほどご覧おきください。
- o 事務局からの説明は以上でございます。

会長

- o 事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員

- o 今ご説明いただいた項目ではないのですが、学校教育9 ページから10 ページにかけて記載くださっている放課後や夏季休業期間の学習センターの開放について、小学生の子がいる保護者としてすごくありがたいなと思っています。最近ですと熱中症の問題などもあって、夏休みの子どもの居場所がすごく問題になっていると思っている中で、こういう居場所ができることがとても有難いなと思っています。
- o 一方で、わくチャレとかも、夏休み1回もやっていない学校もあれば、やっている学校もあって、親として望むなら、今の学校でサマースクールのようなわくチャレの形もあると、さらに望ましいかなと思います。
- o あと別のところで、本の充実というところも、すごく大切だなと思っています。教室とかにも本が置いてあるのですが、子どもの楽しく読めそうな、新しくて、取りやすい、読みやすい、興味が持てそうな本というのが、なかなか教室に置いてなくて、何年も前からずっとそこに置いてあります、みたいな本しかなかったりします。自分の子どもが本好きなので、曳舟図書館に足をのばして行ったりとかしていますが、墨田区の児童館は新しい本が多くあったりします。子どもの人気の本って、やっぱりどうしても順番待ちになってしまうのですが、葛飾区の図書館で予約すると何十番目みたいな感じで、結局回ってこないです。なので、学校の図書館や葛飾区の図書館の本についても、子どもが読みたい本を読むことができるよう予算を付けていただけると有難いなと思います。

会長

- o ご意見について、事務局よりお願いします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- o ご意見いただきました内容につきましては、所管が本日教育委員会事務局になり、本日不

在であることから、本日いただいたご意見については、こちらからお伝えいたします。

- わくわくチャレンジ広場につきましては、所管である教育委員会の方でも実施の拡大ということで努めているところではございますが、実際に現場で見守っていただいているサポーターの方の確保について、非常に課題になっていると聞いております。
- 先ほど夏休みの居場所について、お話をいただきました。子育て支援部では、児童館や公立の学童保育クラブ、子ども未来プラザ、いわゆる児童館機能と言われておりますが、小中学生を対象に環境を整えてございます。ぜひ、こういった施設もご利用いただければと思っております。
- ご意見いただきました教育委員会事務局が所管の内容については、所管課へ伝えた上で、改めて回答を皆様にフィードバックさせていただきます。

会長

- 続いて、いかがでしょうか。

委員

- 学習センターの件、居場所にもなりうるのでとても良いと思います。
- 本についてですが、予算をつけて購入していただきたいのはもちろんですが、本の寄贈も一つ手段だと思います。寄贈については、学校に本を寄贈できるということをもっと保護者へ伝えるといいと思います。保護者へ協力してもらい、あと地域の活動による寄贈によって、ある程度本を充実させることもできるかなと思います。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 貴重なご意見ありがとうございます。地域の方々や保護者に向けたPRの件など、こちらからも所管課にしっかり伝えてまいります。後日、教育委員会事務局の主管課からの回答については、皆様へ展開させていただければと思っております。

会長

- ご対応、よろしくお願いします。他にご意見等ないので、次の議題といたします。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

ア 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

会長

- 次に、議事（2）ア 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について、事務局より説明願います。

事務局

（資料2-1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について）

- それでは、議事（2）ア 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について、ご説明いたします。資料2-1をご覧ください。
- 初めに、1 趣旨でございます。
令和8年度から国の新たな給付制度として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきまして、本区の実施概要を報告するものでございます。
- 次に、2 実施概要でございます。
対象者は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもで、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設のうち、実施体制が整った施設で実施いたします。
実施方法は、在園時合同や専用室等を設けて実施する形態である一般型と、空き定員を活用して実施する余裕活用型で実施してまいります。
利用方法は、利用日時や施設を固定する形態である定期利用と、利用日時や施設を固定しない形態である柔軟利用となっております。

利用上限時間は、月 10 時間を上限としております。

○次に、3 利用の流れでございます。

初めに、認定申請方法でございますが、こども誰でも通園制度総合システムを活用したオンライン申請を原則とし、申請に対する相談などのサポートを子育て支援窓口にて実施してまいります。申請から認定までの期間は、原則 2 営業日以内といたします。

認定証の交付につきましては、国システムによりオンラインで交付され、利用者アカウントが発行されます。

利用申込方法につきましては、認定後、国システムから利用申込みが可能となります。

○次に、4 東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業の活用についてでございます。

多様な他者との関わりの機会の創出事業（以下「都事業」）につきましては、こども誰でも通園制度の利用対象者及び利用上限時間を、以下のとおり上乗せした事業であり、令和 8 年度も継続される見込みでございます。

以上を踏まえ、本区では施設に空きがある場合に、都事業を活用してまいります。

利用対象者は、こども誰でも通園制度の利用対象者に加え、3 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもまでとなります。

利用上限時間は、こども誰でも通園制度の月 10 時間に加え、10 時間を超えた利用も可能となります。

○次に、5 保護者負担額でございます。

保護者負担額は、国が示す 1 時間当たりの標準額 300 円の範囲で、月額 48,000 円を上限に無償化予定でございます。

○次に、6 実施予定施設でございます。

実施予定施設につきましては、3 月に開催した児童福祉審議会における意見聴取を踏まえて認可する予定でございます。

○実施予定施設の概要でございますが、実施園数は合計 27、定員は一般型 148、余裕活用型 23 で合計 171 となっております。

○実施予定施設一覧と利用定員につきましては、この後の議事 3 「特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」にてご説明いたします。

○事務局からの説明は以上でございます。

会長

○事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員

○先ほどご説明いただいた事業について、一時保育とどう違うのか分からないので教えていただきたいです。先日、支援センターの先生や保育園の先生が、先生方も困惑している様子でした。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

○一時保育はお買い物に出かけたい、通院したいなどといった、ご事情によって一時的にお子さんを預ける場合にご利用いただける制度でございます。一方、今回のこども誰でも通園制度につきましては、一時保育のような保護者様の都合で預けるということではなく、お子さんの育ちに着目をした制度でございます。

○違いとしましては、実際にこども誰でも通園制度を利用していただく際、お子さんと保護者の方が一緒に保育園で面接を受けていただきます。その上で、お子さんの育ちについて保育計画というものを立てて、今後お子さんを保育していくという形でございます。

○ただ、実際にお子さんを預ける際には、一時保育のお子さんと、こども誰でも通園制度のお子さんを別々に保育するというのではないので、大きな差が出るものではないと思っております。ただ、制度として、預ける目的に違いがあるというところでご理解いただければと思います。

委員

- 理解しました。ありがとうございます。
- 続いてお話ししたいのですが、一時保育もやっている中で、新たにこども誰でも通園制度は始まって現場はどうかかなと思っております。支援センターの先生から聞いた話ですが、受け入れる余裕のある施設は少ないのではないかとのことでした。現場の職員体制もあり、現場の職員を増やしてもらわないともお話されていました。
- 一時保育もなかなか予約が取れない状況で、新たに制度は始まって現場のことも考えていただければと思いました。

区職員（子育て施設支援課長）

- お話いただきましたとおり、現場の先生方から職員体制の課題などから、施設によっては開始当初からこども誰でも通園制度を実施することは難しいとのご意見もいただいております。
- こども誰でも通園制度は国の制度ということもあり、その基準に則って実施するところではございます。既存施設において、一般型と余裕活用型の2つの実施方法をお選びいただき、職員体制等、可能な範囲で対応できる施設にて実施いただくものとなっております。一時保育についても、予約が取りづらい状況が続いているとのご意見を頂戴しております。いずれも今後の状況を見ながら、現場の先生方のご意見を聴き、丁寧に進めていきたいと思っております。

委員

- 大事な子どもを預けることになるので、預けられる選択肢が増えることは良いことですが、現場の先生方にとっても、心から豊かに保育ができるといいなと思いました。

会長

- 他にいかがでしょうか。

委員

- 一時保育も枠が埋まっている状況で、こども誰でも通園制度が開始されると、こちらも同じように利用希望される保護者が多いかなと思います。保護者のためにはありがたい制度とは思いますが、預かる現場の方の負担や、それに伴って子どもたちにしわ寄せが行くのが明らかなので、そのあたりはしっかり考えていただきたいなと思います。
- こども誰でも通園制度は、国の制度なのでやらざるを得ない状況かとは思いますが、現場へのフォローを手厚く考えていただきたいと重ねてお願いいたします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- ご意見いただきましたように、現場は非常に大変だというお話を我々も耳にします。当然、現場の方々や経営者の方々のご意見・ご要望をお聞きしながら、どのような対策が取れるのか、どうすれば改善が図れるのか、現場とキャッチボールしながら、今後の活用について考えてまいります。

会長

- 他にいかがでしょうか。

委員

- 私自身の立場として、このこども誰でも通園制度は国が決めた制度なので、実施しなければならない理由は現場として十分理解しております。
- 今後、実施する園の数を教えてほしいです。私立は何園実施するのか、内訳についても教えていただきたいです。

区職員（子育て施設支援課長）

- 実施する施設は全部で 27 施設です。内訳についてですが、認可保育所が 11、認定子ども園が 6、幼稚園が 8、小規模保育園の事業所が 1、企業主導型保育事業所が 1 となっております。

委員

- 我々は私立保育園を運営している立場でお伝えさせていただきますと、法的に公が賄えないところを我々が補う形が本来の姿かなと思っておりませんが、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場の話もそうですが、延長保育や学童保育クラブの延長をやっているのは、基本我々の方になっているな、と感じます。

委員

- 公があまりやらないのはなぜですかと毎回聞くのですが、なかなか明確な答えをいただけていないなと思っています。国の制度としてやるのであれば、まずは公がやる形かなと。全体的に公が率先してやるという姿勢が、我々現場としては見えないと感じています。
- 区内の地域によって偏りがあってはならないと思っています。わくわくチャレンジ広場も住む地域によって、やっているところとやっていないところがあるといった差があると思います。そういった部分を補うのも、公ではなく、私立の方で対応している状況かなと思っています。
- 私立は予算も保育士の数も限られます。とりあえず、と先ほどお話されていましたが、人を雇うのに十分雇えるお金をいただいているかという点と難しい面があります。働く現場の職員としては、お金も大事ですが、心のゆとりがあってこそ、子どもたちにとってより良い保育ができないのが現状かなと思います。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 公立、私立の役割というところですが、公立は決してやらないということはありません。例えば、今後、医療的なケアが必要なお子さんですとか、私立では受け入れが厳しい場合には、公立の方で入所の手続きを進めていきたいと考えてございます。
- 区としても東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の補助金を活用して事業を実施しており、私立保育園の皆様のご協力をいただいているところでございます。
- 公立保育園につきましても、今後制度開始以降、利用状況や現場からのご意見等を把握しながら、どのような工夫ができるかなど、検討してまいりたいと考えているところです。

委員

- ありがとうございます。「多様な他者との関わりの機会の創出事業」はあくまで上乗せであって、公でやるか、やらないかというのは区の判断かなと思っております。
- 現場としては、当然やることも増えますし、事務的な部分も混乱することが予想されます。今回受け入れる施設は一時保育を実施しているところが多いのかなと思いますが、一時保育の枠確保は非常に難しい状況になっています。本来、一時保護を希望している方との兼ね合いなど、我々も現場の状況等をお伝えさせていただきながら、現場職員も過度に無理がかからないよう、見ていきたいと思っています。
- 今回の制度開始にあたっては、各園の考えがあると思うので、そこは役所の方がきちんと見ながら、場合によっては指導などもできると思うので、見に行っていきたいと思います。

会長

- ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員

- こども誰でも通園制度について、先ほどお話がありましたが、なぜ公立がやらないのかと

ということについて、私からもお話させていただきます。区のご説明もよく分かるのですが、公立がやらない理由としては納得できないところがあります。

- 今回の制度に関しては、受け入れに際して面接を短い期間で実施し、そこでお子さんの状況を把握するとされています。医療ケア児に関しては、特別な指導計画を立てたり、月2回ほど別で会議を行いながら、お子さんの育ちについてよく見ていくといった対応をしています。私自身は今経営者という立場ですが、以前は保育士の現場に立っていましたので、日頃の保育の大変さはよく分かります。
- 一時保育につきましても、定期的でも不定期でもお預かりするお子さんに対して、スタッフはきちんと打ち合わせをした上で受け入れをしております。決して一時的に預かるだけだからということではございません。受け入れ側としては、お預かりする責務をもってやっているということは、この場でお伝えさせていただきます。
- 一時保育について、電話で受け付けているのですが、毎回多く電話がかかってきます。正直1時間くらい、そのお断り作業に時間を費やす日もございます。このような現状について、区の担当の方には伝えているところですが、通常業務ができず、職員の手間が取られているというのが事実です。毎回2・3人の枠を取り合うように、皆さん予約をされるのですが、本来の一時保育としての使われ方をされているのか、というご意見もいただくこともございます。かつ、保育士も非常に不足しておりますので、なかなか厳しいところがございます。一時保育についても、区で整備していただけませんかというのは、これまでもお伝えしているところです。
- 先ほど、こども誰でも通園制度はなぜ公立園でやらないのかとご意見がありましたけれども、葛飾区は一時保育も私立園と公設民営園だけで、公設公立園はやっていません。そのようなところが、なぜ公立でやらないのかということです。例えば、足立区は初めからこども誰でも通園制度を公立園で開始することになっていますし、他の自治体をみても、公立からやっているところがほとんどかと思います。なぜ葛飾区はやらないのか、納得がいっていないところです。現場の状況もあわせてお伝えさせていただきました。

会長

- 貴重なご意見、ありがとうございます。
- 私から1つご質問です。資料の実施予定施設の表ですが、数が積まれていて沢山やっているの感じが見えますが、資料3を見ると、実際の余裕活用型は実質0になっている園もあります。0になっているのに、定員23と積まれているのはなぜなのかなと。
- あと無理しているようにも見えます。例えば、小規模保育事業所の定員8というのは、本当に大丈夫なのかなと思いますし、幼稚園の8施設で96つというのもすごい数だなと思ったりします。その中で余裕活用型の定員23というのは違和感があって。幼稚園と小規模事業所の数で大きく見えるのではないかな、ちょっと無理していないだろうか。合計の定員の合計数も本当に171であろうかと感じているところです。

区職員（子育て施設支援課長）

- 余裕活用型は、定員に空きがあれば受け入れができる施設となります。こちらの表は4月時点で受け入れ可能な人数を示しているため、0と記載されている状況でございます。

会長

- 幼稚園についてはいかがでしょうか。

区職員（子育て施設支援課長）

- 幼稚園につきましては、入園者数が減ってきておりまして、場合によってはクラスが減っている施設もございます。この場合、使えるお部屋が増えますので、そのお部屋を活用するなど、受け入れ体制に余裕があるというところでございます。

会長

- 分かりました。他にいかがでしょうか。

委員

- 子どもが保育園に通園しているのですが、保育園の先生がお休みに入ったまま帰ってこなかったり、お辞めになったりする話を聞きます。4月とか学年が変わってバタバタしている中で、人手不足もあってか、先生が赤ちゃんとおんぶしてお世話しながら担任をやっている状況もあったりして。今こども誰でも通園制度のお話を聞くと、先生方現場の苦労は相当なものかなと思います。先生方は質の高い保育のために日々やっただいていていますが、先生方の余裕を奪ってしまうのは本末転倒かなと感じるところがあります。

区職員（子育て施設支援課長）

- 現在、実施予定の施設については、受け入れ体制が整った上で実施するものとなります。ただ、今回の制度はご意見いただきましたとおり、現場が大変だというご意見もいただいているところがございますので、今後、現場の先生方など、皆さんと意見交換をしながら、フィードバックをしつつ、進めていきたいと思っております。

会長

- 他にいかがでしょうか。

委員

- 資料4の（2）利用上限時間について、こども誰でも通園制度の月10時間に加え、10時間を超えた利用も可能とするとなっていますが、どのような状況になれば、10時間を超えた利用ができるのかについて、お聞きできますでしょうか。
- これから出てくる話になると思いますが、資料3を見ると、地域でばらつきがあると思いました。そのあたりについても、お話いただけますでしょうか。
- 今、一時保育も人気でなかなか電話が繋がらないとのこともありますし、この制度も、利用したい保護者からすると通える範囲でやっているかどうかはすごく大事ななことかと思いました。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- こども誰でも通園制度につきましては、月10時間。これが制度上の上限ということで本編もそのとおり実情したと考えてございます。各施設に空きがあった場合につきましては、その10時間を超えた部分についてもこの東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用して、利用が可能になるというものでございます。
- 地域の偏在についてですが、この後の議事であります代用計画の策定の中でも触れさせていただきますが、区としては引き続き、こども誰でも通園制度が利用できる施設を増やし、地域偏在もなくしていきたいと考えております。施設数の確保につきましては、引き続き、現場の皆様とも意見交換しながら努めていきたいと考えております。

会長

- 他になければ、次の議事に移らせていただきます。

イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について

会長

- 続きまして、議事（2）イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について、事務局より説明願います。

事務局

（資料2-2 イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について）

- それでは、議事（２）イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画について、ご説明いたします。資料２－２をご覧ください。
- 初めに、１ 趣旨でございます。
子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、国から事業に係る市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関して、基本指針の改正が示されました。今回、その改正に伴い、現在の葛飾区子ども・若者総合計画（以下「計画」という。）について計画変更が必要となったため、計画変更時期までの代替措置となる代用計画を策定いたします。
- 次に、２ 主な変更点でございます。
今回、基本指針の改正にて、資料ア・イのとおり、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること、並びに乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることについて、計画上の基本的記載事項とすることが示されました。つきましては、これらについて代用計画をもって現行計画への追記といたします。
また、量の見込みについてですが、令和５年度に実施した保護者アンケートの利用希望率である５２．４パーセントを適用し、改めて量の見込みと確保方策を算出しております。
- 続いて、ページをおめくりいただき、別紙 葛飾区子ども・若者総合計画代用計画案をご覧ください。
- １ 令和８年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制についてです。こちらの表では、計画上の推計人口である就学前児童数から対象児童数を算出の上、利用者数（ニーズ）や必要受入時間数をもって必要定員数（整備量）を算出しております。
このうち、（Ｆ）必要定員数（整備量）をご覧ください。見込み・計画数は（Ａ）から（Ｅ）の計算式を経て算出した数値となっており、その隣の「うち新規整備」は各年度において開始予定の実施施設数となっております。令和８年４月の新規整備の施設につきましては、この後の議事（３）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、にて委員の皆様にご利用定員に関してご意見をいただき、その後最終確定となります。
- 令和８年度４月時点で申しますと、必要定員数の見込み・計画数は０歳児６、１歳児２４、２歳児２５のところ、新規整備量は１歳児のみ８となっており、現時点で１６不足しておりますが、０歳児および２歳児は充足している状況でございます。
なお、１歳児の不足定員分については、引き続き施設への呼びかけ等を通じて、令和９年４月に向けて整備する予定でございます。
- 次に、２ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容についてをご覧ください。
（１）、（２）にありますとおり、事業終了後も引き続き施設利用を希望する場合には、施設と連携して必要な情報提供を行うこと、幼稚園における満３歳児クラスの活用を促進することによって、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してまいります。
- 今回の代用計画については、本日の葛飾区子ども・子育て会議における意見聴取の後、今年度中に東京都へ提出いたします。
また、代用計画は国から示された計画変更時期までの代替措置であることから、令和９年度に予定している葛飾区子ども・若者総合計画の中間見直し時には計画変更を実施してまいります。
- 事務局からの説明は以上でございます。

会長

- ただいまの議事（２）イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について、ご質問やご意見等はございますか。

委員

- 資料の概要については理解しましたが、先ほどご意見がありましたように、地域のニーズはどこまで考えられているのでしょうか。
- 施設を増やしていくにしても、私立でどこまでできるかという考えだと、なかなか厳しい

と思います。例えば、この地域は実施している施設が少ないので、そこは公立でやりますといった姿勢を見せていただかないと、数字だけの羅列でしかないのかなと。

- どのようにやっていくのか、具体的に示されないまま、保護者支援が最優先され、あらゆる事が現場判断なことが多いです。これまでも会議に参加し、現場の難しさについて声を上げてきたつもりですが、やはり決められたことはそのまま進んでしまう状況です。保護者支援はもちろん大事なことはありますが、通常保育をしながら、突然決まったことを現場判断でやるということは相当な大変さがあるので、ある程度区として示していただくことが必要だと思います。ぜひ公立園の実施ですとか、地域運営に合わせた制度設計などやっていただきたいなと思います。

会長

- ありがとうございます。地域毎格差を公立でやらないのかについて、ご意見いかがでしょうか。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 今ご指摘いただいたように、地域の偏在が出ていることは我々も認識しております。制度開始以降、実際の利用状況を見ながら、地域偏在の解消について内部で検討してまいります。また、現場の皆さんと意見交換をしながら、施設確保に努めてまいります。

会長

- はい、ぜひお願いします。他にいかがでしょうか。

委員

- 資料2-2と、資料3を見比べているのですが、資料3は総計の定員171となっていてところ、資料3の定員合計とは相違しています。こちらについて教えていただけますでしょうか。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 資料3の方については、また後ほどご説明しますが、こちらは実人員の数になっております。今ご説明申し上げた資料2別紙の見込み計画数である6と24と25、合計55という部分につきましては、国から示されている1か月当たりの見込み最大時間数、8時間×22日＝176時間という計算式にて、全体数を割り返した数字になっております。こちらの資料2-2の別紙の見込み・計画数については、指標として考えていただけたらと思っております。

委員

- ありがとうございます。

会長

- ほかにいかがでしょうか。なければ次の議題とさせていただきます。

（3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

会長

- 議事（3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、事務局より説明願います。

子育て施設支援課 施設支援係長

（資料3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について）

- それでは、議事（3）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、ご説明いたします。資料3「特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」をご覧ください。

- 初めに、乳児等通園支援事業の利用定員の設定についてです。
先ほど、議事（２）において、乳児等通園支援事業の実施についてご説明いたしましたが、資料３に記載の施設が事業の実施予定施設でございます。
- 乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法において、乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関に意見を聴かなければならない、とされております。（子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項）
- 施設数及び利用定員の内訳としましては、認可保育所が 11、認定こども園が 6、幼稚園が 8、小規模保育事業所が 1、企業主導型保育事業所が 1、合計 27 か所にて実施予定でございます。また、定員の内訳としましては、在園児合同や専用室等を設けて実施する形態である一般型が 148、空き定員を活用して実施する形態の余裕活用型が 23、定員合計は 171 となっております。
- 在園児合同及び専用室で実施する場合は、施設の定員とは別に設定する必要があり、余裕活用型は、施設の在籍児童数が利用定員に満たない場合、その差の児童の受入れが可能となります。
- 乳児等通園支援事業の利用定員につきましてのご説明は、以上でございます。
- 続きまして、裏面をご覧ください。
こちらは、令和 8 年度に子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園の一覧となっております。こちらにつきましても、子ども・子育て支援法において、意見を聴かなければならない、とされております。（子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項）
- 今回、4 施設の新制度幼稚園への移行に伴う 1 号定員の設定につきまして、ご意見をお伺いいたします。
- 新制度幼稚園への移行につきまして、私立幼稚園は各幼稚園の判断で、平成 27 年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」に移行するか、それまでの旧制度に残って運営をするか、選択することができます。今般、4 施設から移行希望があり、令和 8 年 4 月から子ども・子育て支援新制度に移行することで、「特定教育・保育施設」対象施設となります。
- 特定教育・保育施設として、施設型給付費を受ける際の定員を表す利用定員につきましては、昨今の在籍児童数に見合ったものとしており、3～5 歳児の定員をみだりに増やすものではございません。また、改修等の新たな施設整備もなく、あくまで制度上の取り扱いが変わるものとなります。
- 新制度に移行すると、幼稚園事業者への運営に対する扶助費の枠組みが変わるほか、幼稚園を利用する保護者は教育標準時間認定、いわゆる 1 号認定を区から受ける必要がありますが、受ける教育の内容や質に影響が出るものではございません。
- 事務局からの説明は以上でございます。

会長

- ただいまの議事（３）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員

- 資料 2 の別紙では、見込み・計画数と整備数に差が生じているかと思いますが、今後は公立で実施することでも含め、どのように増やしていくのかお聞きできればと思います。
- 先ほどからお話が出ていますが、無償化になったことで一時預かりの枠が奪い合いになっている状況は、本来の制度と違ってしまっているよう感じます。無償化は保護者のためにはなっていますが、子どもや現場の施設のことを考えると、本当にそれでいいのだろうかと思います。その上でのご質問です。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 先ほど 1 歳児が少し足りない状況とお話させていただきました。ただ、一方で 0 歳児は、見込み計画数 6 に対して、実際には 22 名の枠の確保できる状況でございます。2 歳児につきましても、25 の計画数に対して、実際には 52 名の枠を確保している状況でございます。

0歳児と2歳児については、十分な枠が確保できている状況であることから、1歳児が不足している部分に関しまして、柔軟な対応によって、全体としては埋まるのではないかと考えております。

- 今後、どうしても地域によってはばらつきが生じてくるところもございます。地域バランスが取れた枠の確保については、来年度以降も引き続き現場の皆さんにご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

委員

- ご説明ありがとうございました。

会長

- ありがとうございます。
- このこども誰でも通園制度に関しては、区の方も現場の方も4月になって蓋を開けてみないと分からないところかと思いますが、実際開始して見込みが違った場合、そのくらいで評価して対応するのか、というところをお聞きしたいです。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 先ほどお話いただきましたように、実際開始してみないと分からない部分はあります。以前実施したニーズ調査において52.4%の方が利用希望をしているという状況を踏まえて、推計上は52%の方が利用するという前提で見込みを立ててございます。今後は、申込状況、利用状況を把握し、現場のご意見も聴きながら、安定して運営ができているのか、または、早急に施設数の確保が必要なのか、というところも公立での対応含めて、判断してまいりたいと考えております。次回以降、実際の利用状況なども踏まえまして、どこかで改めてご報告できればと思っております。

会長

- 他にいかがでしょうか。他にご意見なければ、これにて議事が全て終わりにになります。最後に、事務局より連絡事項等を伝達願います。

事務局

- 次回の葛飾区子ども子育て会議は、令和8年6月30日火曜日14時からを予定しております。
- 事務局からの連絡事項は以上でございます。

3 閉会

会長

- ご質問やご意見等なければ、本日はこれにて閉会とさせていただきます。
- 本日の会議をもちまして、令和7年度の葛飾区子ども子育て会議全3回が終了いたしました。委員の皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。